#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

#### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=8件(3月31日~4月5日分)
- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスがオートバイと衝突した事故
- (3)貸切バスが大型トラックに追突した事故
- (4)貸切バスが乗用車と衝突し横転した事故
- (5)貸切バスが路外逸脱し横転した事故
- (6) タクシーが原動機付自転車と衝突した事故
- (7) タクシーが駐車場のフェンスに衝突した事故
- (8) トラックがタクシーに追突した事故
- 2. トラック追突事故防止マニュアルを公表しました! (再周知)
- 3. 安全指導業務 (適性診断・運行の管理に関する講習) の民間参入に 関する説明会を開催します。(再周知)

## 

【1. 重大事故等情報=8件】(3月31日~4月5日分)

# (1) 乗合バスの車内事故

4月4日(水)午後1時45分頃、富山県において、同県に営業所を置く乗 合バスが乗客4名を乗せて運行中、バス停で乗車扱いのため停車し、乗客1名 を乗せドアを閉めようとしたところ、乗車ロステップに乗り込もうとしていた、 もう1名の乗客(男性、81歳)がドアに押し出されて転倒した。

この事故により、当該乗客が右手前腕を骨折した。

事故当時、バス停で待っていた乗客は2名であったが、当該バスの運転者は、 当該乗客2名のうち、当該バス停のシェルターに座っていた1名を見落として いたため、乗客は1名と思い込んだ模様。

## (2) 乗合バスがオートバイと衝突した事故

4月5日(木)午前6時40分頃、京都府において、同府に営業所を置く乗 合バスが当該営業所から出庫し、道路に出ようと右折したところ、当該バスか ら見て右側から直進してきたオートバイが当該バスの右側運転席付近に衝突し た。 この事故により、オートバイの運転者が死亡した。当該バスは、車庫から出 庫するところであり乗客はいなかった。

## (3)貸切バスが大型トラックに追突した事故

3月31日(土)午前3時50分頃、静岡県の高速道路において、三重県に営業所を置く貸切バスが乗客42名を乗せて運行中、走行車線から追い越し車線に車線変更したところ、追い越し車線を走行していた前方の大型トラックが急減速したため、当該大型トラックに追突した。

この事故により、当該バスの乗客10名と交替運転者1名が軽傷を負った。 この事故は、当該大型トラックの前方を走行していた乗用車が、道路上の落 下物(タイヤ片)を避けようと急減速したことから、当該トラックも急減速し た模様。

なお、事故当時、現場付近は小雨が降っており路面は濡れていた。

#### (4)貸切バスが乗用車と衝突し横転した事故

3月31日(土)午後1時45分頃、長野県において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客43名を乗せて運行中、対向車線の乗用車と衝突し、道路左側に路外逸脱(落差2メートル)して、車体左側を下にして横転した。

この事故により、当該バスの乗客2名が重傷を負い、14名が軽傷を負った。 事故現場は、当該バスから見て緩やかな下り坂で、事故当時、付近の路面は 降雪のためシャーベット状になっており、当該乗用車がスリップして当該バス 側の車線にはみ出した状態で立ち往生していたことから、当該バスの運転者は、 衝突を避けるため道路の左側を走行したが、これを避けきれなかった模様。

## (5)貸切バスが路外逸脱し横転した事故

4月4日(水)午後1時55分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客21名を乗せて運行中、道路左側に路外逸脱し、車体左側面を下にして横転した。

この事故により、当該バスの乗客2名が打撲による軽傷を負った。

この事故は、片側一車線の直線道路で、事故当時、現場付近は吹雪いており、 当該バスは時速約30キロメートルで走行中、視界不良のため路外逸脱した模 様。

## (6) タクシーが原動機付自転車と衝突した事故

3月31日(土)午後4時30分頃、愛知県において、同県に営業所を置く タクシーが乗客2名を乗せて運行中、交差点を通過しようとしたところ、右側 から進入してきた原動機付自転車と衝突した。

この事故により、当該原動機付自転車の運転者が死亡、当該タクシーの運転 者と乗客に負傷はなし。

事故現場は、信号機のある交差点で、当該事故の目撃者の証言及び当該タク

シーに備えられていたドライブレコーダーの画像から、事故当時、当該タクシー側の信号が青だった模様。

## (7) タクシーが駐車場のフェンスに衝突した事故

4月3日(火)午後5時10分頃、青森県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路から配車先の店舗に進入しようとしたところ、当該店舗の駐車場のフェンスに衝突した。

この事故により、当該タクシーの損傷はバンパに傷がついた程度であったが、 当該タクシーの運転者(男性、57歳)は死亡しており、衝突の前から意識を 失っていた模様。

当該運転者は、事故の当日午前9時から午後9時までの勤務予定となっており、乗務前に実施した点呼において異常はなく、直近の健康診断においても指摘事項等はなかった。

## (8) トラックがタクシーに追突した事故

3月31日(土)午前0時5分頃、滋賀県において、都内に営業所を置くトラックが高速道路を走行中、乗客1名と交替運転者を乗せ、合流車線に停車していたタクシーに追突した。

この事故により、後部座席に乗車していた当該交替運転者が死亡し、当該タクシーの運転者と助手席に乗車していた当該乗客が軽傷を負った。

事故当該、当該トラックの運転者は、停車していた当該タクシーに気づかなかった模様。

# 

今般、国土交通省自動車局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因 分析検討会」(座長: 堀野定雄 神奈川大学工学研究所客員教授) において、平 成23年度の報告書をとりまとめましたのでお知らせします。

平成23年度検討会においては、事業用トラック事故件数のうち、約半数が 追突事故により占められている状況を鑑み、トラック追突事故の課題と対策に ついて集中的に分析しました。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と 思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取組に活用していただ

けるよう周知していくこととしています。

## 〇報告書

- ・[第1分冊]事業用自動車の交通事故の傾向分析
- ・[第2分冊]トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討

別冊1:経営トップ向け指針

別冊2:現場管理者向けマニュアル

別冊3:ドライバー向けマニュアル など

・[第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html )

【3. 安全指導業務 (適性診断・運行の管理に関する講習)の民間参入に 関する説明会を開催します。】

国土交通省では、自動車運送事業の安全を確保するため、自動車運送事業者 に対して運転者に適性診断の受診及び運行管理者に運行の管理に関する講習の 受講を求めており、これらに関する業務の実施者として独立行政法人自動車事 故対策機構等を認定しています。

この度、安全指導業務への民間参入の促進を図るため、認定基準を見直し、 合わせて参入のための説明会を開催することとしましたのでお知らせします。

※詳細については、以下のリンク先をご覧下さい。

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000003.html )

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問 (配信登録の解除方法等)

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )

# 【参考】

\* 自動車局ホームページ

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 ( www.mlit.go.jp/RJ/ )
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

## \* 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。

\*